

令和4年 第5回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和4年5月27日（金） 13時55分～16時00分
場 所	阪南市役所第3・4会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 生涯学習部副理事 丹 野 恒 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 学校教育課長 石 原 慎 中央公民館長 伊 藤 典 明 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 学校教育課長代理 花 元 英 夫 学校教育課長代理 濱 野 直 樹 学校教育課長代理 岩 水 綾 子</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和4年第5回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に森口委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和4年第4回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和4年第4回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「令和4年度阪南市教育支援委員会委員の委嘱に係る臨時代理について」(学校教育課)

(教育長)

教育長が臨時代理を行った場合は、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要となる。承認事項第2号「令和4年度阪南市教育支援委員会委員の委嘱に係る臨時代理について」学校教育課の説明を求める。

(濱野学校教育課長代理)

教育支援委員会を令和4年第5回定例教育委員会の前日である5月26日に開催することが前年度から決まっていたため、教育支援委員会委員の委嘱にかかる臨時代理を教育長が行ったことに対し、承認を求めるものである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

今後、各校園に出向いて診断を行っていくわけだが、その際には保護者の考えをよく酌み取りながら慎重にしていきたい。また、診断結果については、保護者にしっかりと丁寧に伝えられたい。

(濱野学校教育課長代理)

障がいのある児童生徒の就学先決定に係る手続については、令和3年6月に文部科学省が発出した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき行っている。それによると、保護者等の意見聴取・意向確認を行い、教育的ニーズを整理し、必要な

支援内容の検討を行った後に、教育支援委員会等で専門家からの意見を聴取し、市教委が総合的な判断を行い、それを基に保護者との合意形成を図り、就学先を決定させていく流れとなっている。市教委からも、保護者の意向確認及び合意形成を丁寧に行うよう、改めて各校園に指導する。

(教育長)

この春、小学校に就学するにあたり、就学前教育・保育施設からの情報が十分に小学校にきちんと伝わっていなかったという事例を聞いた。教育支援委員会だけに言えることではないが、小学校側に混乱が生じないよう、各園所とも連携を太くすることが必要だ。

(学校教育課長)

各園所と小学校が情報を共有する重要性や教育支援委員会の意義をご理解いただき、進めていきたいと考える。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第3号「令和4年第3回臨時教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第3号「令和4年第3回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録も、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第3号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

教育委員会評価委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、「教育委員会が実施する点検及び評価を行うに当たって、教育に関し

学識経験を有する者の知見の活用を図るため、阪南市教育委員会評価委員会を置く。」と「阪南市教育委員会評価委員会条例」で定められた組織である。教育委員会の各担当課は、毎年その前年度に行った事業について、事業の取組状況や、事業推進上の課題・問題点、今後の取組方針等を自ら点検・評価しており、その客観性を確保するため、評価委員の方々から、学識経験に基づく包括的なご意見を頂き、今後の教育行政に活かしていくこととしている。

本件は、任期満了に伴い、阪南市教育委員会評価委員会条例第3条の規定に基づき、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の任期として委員の委嘱をすることについて、教育委員会の議決を求めるものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会施行規則の一部改正（案）について」（学校教育課）

(教育長)

議決事項第2号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会施行規則の一部改正（案）について」学校教育課の説明を求める。

(花元学校教育課長代理)

いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定による阪南市教育委員会の附属機関として設置している阪南市いじめ問題対策連絡協議会にかかる施行規則について、市の組織改編に伴って委員選出団体の名称が変更されたため、改正するものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」（学校教育課）

(教育長)

議決事項第3号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(花元学校教育課長代理)

委嘱していた委員3名が異動したのに伴い、阪南市いじめ問題対策連絡協議会施行規則第2条の規定に基づき新たに委員を委嘱するもので、任期は令和4年4月1日から、現行の委員の任期である令和5年9月17日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

本協議会の委員の任期は、年度ごとではなく、任期で繋いでいっているというところか。

(花元学校教育課長代理)

当初委嘱した9月18日から2年ごとの更新としているが、年度当初の人事異動による委員交替が避けられないため、年度ごとの任期について検討したい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「令和4年度阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第4号「令和4年度阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

現行の委員の任期満了に伴い、阪南市海洋教育推進協議会設置要綱第3条の規定に基づき、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの任期で新たに10名の委員を委嘱する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

海洋教育は、今後も本市の教育において重点的に取り組んでいくものだ。協議会はSDGsの理念に基づき、地球温暖化対策や自然を守るという観点から各校がスムーズな活動をできるよう、サポートされたい。

(学校教育課長)

今年度も、笹川平和財団等の助成を得ながら海洋教育パイオニアスクールプログ

ラムを活用し、海洋教育を進めている。ご指摘いただいたように、SDGsの理念も意識しながら、協議会及び企画運営部会においてプログラムの開発等について協議していきたいと考える。

(教育長)

確認しておきたい点が2点ある。

1点目は、海洋教育を実施することによって、子どもたちがどのような力を身につけることができるのか、ということである。要綱で海洋教育の目的は明記しているものの、学力向上と関連させることを意識して進めなければならない。2点目は、海洋教育は市の施策としても位置付けられ、しかもその重要性が増してきているということだ。市が推進するSDGsの理念そのものであり、海の万博ともいわれる2025年の大阪万博に向けて、市民からの海洋教育に対する期待が高まってきている。未来創生部長や都市整備部長、外部団体の役員等が協議会メンバーともなっていることも踏まえ、市の施策であるという認識のもと、協議していったほしい。

他に、意見、質問等はないか。

(水島委員)

海洋教育を実施していない東鳥取、朝日、桃の木台の各小学校でも海洋教育に関することを学ぶ機会があればよいのだが。

(学校教育課長)

実施校以外の小学校でも海洋教育の取組は進めたいと考えている。特定の学年だけとはなるが、既に全小学校に令和3年度に作成した海洋教育の副読本を配布した。それを活用して学習する方法についても検討していきたい。

(教育長)

実施校の中でも舞小学校は海に面してはいないが、学校が山に近く、山と海はつながっているということから希望され、実施している。実施の有無にかかわらず、市教委としては海洋教育を拡充させていきたいと考えている。

(教育長職務代理人)

私の舞小学校在任時も、地域学習で、海を豊かにするのは山の自然の恵みだというのを子どもたちは学んでいた。それが海洋教育につながったのだと思う。一方で、ここ数年海がきれいになりすぎてプランクトンが繁殖せず、魚のエサが不足しているという報道もあり、生態系を壊さないという視点も必要だ。また、海洋教育でアマモの栽培を体験するが、アマモ場は魚のゆりかごとなるから重要であるといった、SDGsのゴールに発展していく学習とされたい。

さらに、実施にあたっては各校の裁量で自由に予算が使えるように、対応をお願いする。

(学校教育課長)

海洋教育の実施当初はアマモを切り口に進めてきたが、気軽に海に行くことができる環境ではない学校もあり、身近にある山や田を海洋学習につなげるプログラムを検討しているところである。予算については、申請時にある程度の設定はしているものの、実態に合わせて組み替えることも可能であり、各校が考えたプログラム

に必要な費用を執行できるよう、サポートしていきたい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第5号「阪南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第5号「阪南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」学校教育課の説明を求める。

(岩水学校教育課長代理)

さらなる働き方改革の推進を図り、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため、これまでは、教職員は「修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の週休日及び勤務時間の割振り」を行うことが可能としていたのを、今回、いわゆる超勤4項目の区分にあたる業務について、校務運営上必要な場合に限り勤務時間の割振りを可能とするという、適用範囲の拡大をすることと、大阪府の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正により不妊治療休暇にかかる第18条が削除されたことに伴う措置として、規則改正を行うものである。

施行期日は公布の日とし、令和4年4月1日に遡って適用する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

超勤4項目というのは、学校長が公立学校の教員に時間外勤務を命じることができる場合は、実習、学校行事、職員会議、非常災害などに必要な業務、の4つに限るとするものである。例えば、修学旅行などは夜中まで業務があるが、5時間の超勤を命じる際に、あらかじめ別の日の勤務時間を5時間減ずるという勤務時間の割振りをしておけば、教職員は休みやすくなる。適用範囲が拡大され、職員会議なども超勤の割振りができるようになったというのは、働き方改革に資する改正である。

(教育長職務代理者)

仕事柄小中学校を訪問することが多いが、遅い時間から職員会議を始めることが常態化している学校もあるようだ。突発的な対応での超勤は仕方がないが、教職員の心身の健康のためにも、普段から勤務時間を意識すること、きちんと割振りをできる環境を整えることが重要だ。

規則第5条の規定にある年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇はそれぞれ何日あるいは何時間取得できるのか。また、今回の規則改正により不妊治療休暇が削除されるのはなぜか。

(岩水学校教育課長代理)

年次休暇は、1会計年度につき20日付与され、20日を限度として残日数を翌年度に繰り越すことができる。

病気休暇は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間を取得できる。なお、90日を超える場合は、原則休職の手続をとる。

特別休暇には様々な種類があり、大阪府の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」でそれぞれ取得できる期間や日数が定められている。主なものを挙げて説明する。出産する場合の産前産後休暇は、出産予定日以前8週間から出産後8週間の期間取得できる。生後1年6月に達しない生児を育てる場合の育児時間休暇は、1日2回、1回30分ともう1回60分を取得できる。女性である職員が生理のため勤務が著しく困難である場合の生理休暇は、1回につき2日以内で必要とする期間取得できる。その他にも、夏季休暇5日間、子の看護休暇5日以内などがある。

介護休暇は、180日間を限度として必要と認める日又は時間を取得できる。

介護時間は、連続する3年の期間内に1日につき、2時間を超えない範囲で必要と認められる期間取得できる。

子育て部分休暇は、小学校3年生までの子を養育している場合、1日2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間が取得できる。

不妊治療休暇が削除されたのは、特別休暇として出生サポート休暇が導入されたためである。規則改正前の不妊治療休暇は、1会計年度で6日間、無給の休暇だったが、新たに導入された出生サポート休暇は1会計年度につき5日間で、有給の休暇となっている。

(教育長職務代理者)

教職員が休暇を取得しやすい体制づくりに努めなければならないが、それを阻んでいるのが、人員不足だ。休暇を取りたくても周囲に迷惑がかかるからと躊躇する人が多いこの現状を早く改められたい。

(生涯学習部副理事)

本市の学校の欠員状況について説明する。

ここ数年本市で欠員が生じることはなかったのだが、残念ながら今年度は生じており、多い学校では2名の欠員がある。泉南地区のみならず泉北地区や和歌山にも範囲を拡げて新規の人材を探しているものの、近隣市町も同様の状況であり、なかなか任用には至っておらず、なんとか見つけたいと手を尽くしているところである。

各種休暇については、職員の希望や必要に応じて取得することができるよう、校長会等においても伝えており、学校規模に応じた業務の調整や教職員個人へのプライバシー配慮も行いつつ休暇を取得しやすい環境となるよう努めていきたい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第5号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第6号「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第6号「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正について」学校教育課の説明を求める。

(岩水学校教育課長代理)

本件は、大阪府教育センター内に設置されていた「ハラスメント専門相談」が外部の相談機関に委託されたことに伴い、改正するものである。施行期日は公布の日とし、令和4年4月1日から適用する。

外部委託により相談体制は拡充されており、その詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(八田委員)

教職員が直接ハラスメント相談窓口にご相談し、そこには当然守秘義務があると思うが、件数などは市教育委員会事務局に報告があるのか。

(生涯学習部副理事)

資料に掲載している窓口で職員が直接相談し、その結果、市教委や学校に連絡すべきと判断されれば連絡があるケースもあるかもしれないが、基本的にはご指摘のとおり個人情報保護の観点から守秘義務があるため、本人の意向に沿う対応となる。

(教育長)

より第三者性が強い窓口で、専門性の高い相談員が受け、開設時間も増えるなど、内容が拡充されたのは大変喜ばしい。

校内の相談窓口も、相談しやすい人を置く、窓口の存在を明示するなど、相談のしやすさを考慮するよう、指導されたい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第6号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第7号「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第7号「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正について」学校教育課の説明を求める。

(岩水学校教育課長代理)

本件も、議決事項第6号同様、大阪府教育センター内に設置されていた「ハラスメント専門相談」が外部の相談機関に委託されたことに伴い、改正するものである。

施行期日は公布の日とし、令和4年4月1日から適用する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第7号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第8号「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第8号「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正について」学校教育課の説明を求める。

(岩水学校教育課長代理)

本件も、議決事項第6号同様、大阪府教育センター内に設置されていた「ハラスメント専門相談」が外部の相談機関に委託されたことと、不妊治療にかかる部分について具体的に例示するため、改正するものである。施行期日は公布の日とし、令和4年4月1日から適用する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

改正理由の一つ、不妊治療にかかる部分を具体的に例示するようになったのは、実際にそのようなハラスメントがあったからではないかと懸念する。この指針を全職員に周知し、プライバシーを考慮すること、センシティブな事柄であることを意識すること、そして職員が周囲に気兼ねすることなく休暇を取得できるよう配慮することを徹底していただきたい。

(生涯学習部副理事)

ハラスメントの問題については、校長会等で新聞記事などを具体的な例として示しながら、あってはならないということを指導するとともに、各校で研修を実施するよう指示している。それらは継続的に繰り返し伝えることが重要と考え、今後も行っていく所存である。

(教育長)

繰り返し伝えることで、校長を始めとする教職員の認識や知識を最新のものに更新していかなければならない。それには、通知文だけではなく、校長会で説明し、理解してもらうことが重要だ。引き続き周知をよろしく願います。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第8号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第9号「阪南市立図書館協議会委員の委嘱について」(図書館)

(教育長)

議決事項第9号「阪南市立図書館協議会委員の委嘱について」図書館の説明を求める。

(図書館長)

現行の委員の異動や所掌事務変更等に伴い、阪南市立図書館条例第5条の規定に基づき、2名の委員を委嘱する。任期は、令和4年6月1日から現委員の任期が満了する令和5年6月30日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第9号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第10号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」(図書館)

(教育長)

議決事項第10号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」図書館の説明を求める。

(図書館長)

現行の委員の異動や所掌事務変更等に伴い、阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱第3条の規定に基づき、4名の委員を委嘱する。任期は、令和4年6月1日から現委員の任期が満了する令和6年3月31日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第10号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和4年4月1日から4月28日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した4件について、報告する。

1件目は、特定非営利法人子どもNPOはらっぱ主催「子どもの声を聴く『チャイルドラインはらっぱ』受け手ボランティア養成講座(子どもの声を聴くおとな養成講座2022)」で、子どもに関心のある大人を対象として、本年9月から12月にかけて阪南市立文化センター等においてボランティア講座が行われる。

2件目は、大阪学童保育連絡協議会主催の「第53回大阪学童保育研究集会」である。保護者や放課後児童支援員などを対象に、学童保育に係る記念講演・分科会が開催される。

3件目は、貝掛混声合唱団主催「貝掛混声合唱団第16回定期演奏会」で、8月7日に阪南市立文化センター大ホールで、合唱の演奏会が行われる。

4件目は、株式会社青木松風庵主催「月化粧で笑顔プロジェクト」で、5月21日に阪南市立文化センター大ホールで映画の上映会が行われた。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

4件目を主催した株式会社青木松風庵は、本社工場が阪南市に所在する。せっかく市内にあるのだから、小学生による工場見学を積極的に進めてほしいが、既に行った学校はあるか。

(学校教育課長)

東鳥取小学校と上荘小学校の2校が実施済みで、今年度は尾崎小学校と西鳥取小学校が実施を検討している。その他の小学校については移動手段等の課題があるため、未定であるが、既に実施した学校から得た情報を未実施校に提供していきたいと考える。

(教育長職務代理人)

少し前までは、近隣に小学生が見学できる工場がなく、北摂などへも行っていった。最近は泉南地区でも増えたが、市内にある工場こそ、学習に最適な教材となる。改

修後の学校給食センターの見学も含め、食育という観点からも、進めてほしい。

(水島委員)

最近は大阪府内を巡るバスツアー等にも青木松風庵の本社工場見学が組み込まれることが多いようだ。市外や府外からわざわざ来るほどの施設であればなおさら、小学生はもちろん、大人も行っておきたいと感じた。

(教育長)

先日、青木松風庵の方と会う機会があり、コロナ禍で見学を休止していたが、最近急にたくさんの見学者が来るようになり、観光客だけでなく、PTAの研修などにも利用されているとのことだった。我々としては、市外・府外からの注目度が高い施設であることを認識しておく必要がある。小学5年生の教育課程に工場見学というのがあるから、市内にある施設を大いに活用したいものだ。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「第1回阪南市立学校のあり方検討委員会の会議録について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「第1回阪南市立学校のあり方検討委員会の会議録について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和4年3月24日、阪南市役所第2会議室で開催した第1回阪南市立学校のあり方検討委員会について、報告する。

会議の流れは前回の定例教育委員会で報告したとおりで、会議の詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

会議録を読むと、委員の方々から様々な意見をいただいております、今後の議論がどう展開していくか、期待している。会議開催後はできるだけ速やかに会議録を作成し、報告されたい。

(教育総務課長)

そのように努める所存である。

(教育長)

あり方検討委員会は、3名の市民公募委員に入ってください、事務局も多数の職員が関わる大規模なもので、様々なご意見をいただくことになる。第1回目では資料11頁「大胆な政策や提案を期待している。」のように、正に市民目線から出たご発言もあった。また、私は会長の「統合は一度終わったものとして議論してもよい

のではないか」、「地域にあった教育として何を選ぶか、それぞれ一長一短がある」、「教育の質の担保を図りつつ、複数のプランを校区ごとに同時に別々の教育を展開することも考えてもよいかもしいない」といったご意見に深く首肯した。今回のあり方検討は、リスタート、ゼロからの議論であり、特定のやり方を市内全体に適用するのではなく、校区ごとに特色ある学校を設置するというのも選択肢の一つと示していただいた。今後も、我々の視点を広げてくれるような提案があるものと考え

(八田委員)

資料8頁「地域で育った人材がまちを出るが、やがて地域へ帰り、地域に貢献するという仕組み」、「まちづくりにも影響を与えるような、子どもたちへの学校教育のあり方」など、会長のご意見に安心と期待を覚えた。また、11頁で他の委員から、不登校と通学距離との関連性について注視したいという意見があり、なるほどと思ったのだが、他自治体の情報を収集して検討していただきたい点である。

(教育長)

そのような気付きをいただけるので、理事者側にとっては学習の場ともなる。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「阪南市通学路交通安全推進会議設置要綱の一部改正について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市通学路交通安全推進会議設置要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

組織改編による所管課名称変更及び留守家庭児童会の所管課を加えるため、阪南市通学路交通安全推進会議設置要綱の一部を改正したので報告する。施行期日は、決裁日の令和4年5月13日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「阪南市教育支援センター設置要綱の制定について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第4号「阪南市教育支援センター設置要綱の制定について」学校教育課

の報告を求める。

(花元学校教育課長代理)

阪南市適応指導教室（サリダ）は、これまで旧東鳥取小学校跡地内で運営してきたが、本年4月に尾崎幼稚園がはあとり幼稚園と統合して廃園となったことに伴い、旧尾崎幼稚園跡地内にその機能を移転し、名称の変更と設置目的の追加を行ったうえで開設することとなったため、要綱を制定したことを報告する。

名称は「阪南市教育支援センター」とし、愛称はスペイン語で共感・親愛感を意味するシンパティアとした。設置目的は、これまでは校園生活の復帰をめざすとしていたものを、「校園生活への復帰や社会的自立を支援すること及び教育に関する多様な相談を行う」と規定し、校園生活への復帰支援活動のほか、社会的自立支援活動、教育相談活動、カウンセリング活動、子育て支援活動などを行うこととなる。対象者は、阪南市内在住の幼稚園から中学校までの子どもや保護者、市内在勤の教職員とした。在住者であれば私立校園に在籍する子どもも対象となる。

要綱の施行期日は、移転後の活動開始日である令和4年5月16日である。なお、本要綱の制定に伴い、これまでの阪南市適応指導教室設置要綱（平成13年5月13日決裁）は、同日付で廃止した。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

教育支援センターができ、一步前進したと感じる。今後有効に活用していくためには、同センターにおいて教職員研修や会議を実施するなどして、その存在を周知することが肝要と考える。なお、私は近くに住んでいるが、近隣住民に対しては町内の回覧板である程度周知できたと思う。

(花元学校教育課長代理)

ご指摘どおり、教職員研修等の場としても活用していきたいと考える。

(教育長)

今回の定例教育委員会の前に、教育委員に見学していただく予定としている。

(水島委員)

これまで、サリダは学校へ行けない子どもが通うところ、というマイナスイメージを持たれていたように思う。シンパティアでは、価値観の多様性や広い世界を実感できるような場所、学校とも並行して気楽に行くことができる場所となってほしい。

(花元学校教育課長代理)

中学校に行けずサリダを利用していた子どもが、今は大学生で留学から帰ってきたところだと言ってサリダの子どもたちと遊んでくれたり、先日も同じく高校3年生の子が、今後の就職に向けてボランティア体験がしたいと、シンパティアで活動してくれたということがあった。その時言ってくれた「ありがとう」という言葉が、サリダが彼らにとっての居場所であったという何よりの証拠だと感じた。今後

も、子どもたちの社会復帰をめざしながら、一人ひとりの居場所として受け止めることができるように、シンパティアを運営していきたい。

(教育長)

水島委員もご指摘くださった「気楽に」というのがポイントで、そのために「適応指導」という表現を削除した。多様な価値観を持って多様な生き方を模索する場所にしていきたいと考えている。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「阪南市地域教育協議会補助金交付要綱の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第5号「阪南市地域教育協議会補助金交付要綱の一部改正について」学校教育課の報告を求める。

(花元学校教育課長代理)

このたびWAVE OZAKI協議会の終了に伴い、阪南市地域教育協議会補助金交付要綱を改正したので報告する。

要綱第2条に規定する協議会の構成からWAVE OZAKI協議会を削除し、4中学校区の4つの協議会によって構成されるとした。施行期日は、令和4年4月1日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「阪南市文化財デジタルアーカイブ推進業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第6号「阪南市文化財デジタルアーカイブ推進業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

本市における文化財デジタルアーカイブ推進のために、史料のデジタル化やアーカイブを構築する業務の委託業者を適正かつ公正に選定するため、要綱を制定したので報告する。

阪南市文化財デジタルアーカイブ推進業務とは、文化財を活用した豊富な学習機

会の提供や活発な啓発活動を行うことを目的として、市条例に基づく指定文化財の史料や古写真をデジタル化し、誰もが自由に閲覧できる仕組みとして、文化財デジタルアーカイブを構築するものである。単なる史料のデジタル化にとどまらず、学校教材、生涯学習講座、回想法の素材、地域の魅力発信など様々な活動のツールとしての活用が可能で、各種史料を実際に見たり、触れたりすることができる歴史資料展示室と役割を分担させることで、文化財の普及啓発活動を強化できる効果を期待している。そのため、選定委員会の委員は教育委員会事務局だけでなく、電算部門、企画部門、観光部門の課長級で構成している。施行期日は決裁の日である令和4年5月16日である。なお、本事業の初期費用は11,704千円で、内閣府の「デジタル田園都市国家構想推進交付金（実装Ⅰ）」と「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用により、市の一般財源による負担は発生しない。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

以前の定例教育委員会で、令和4年度から埋蔵文化財行政は泉佐野市に委託するとの報告を受けたが、デジタル化のみ本市教育委員会事務局が所管するということか。

(生涯学習推進室長)

令和4年度から泉南市・田尻町とともに泉佐野市へ委託しているのは、埋蔵文化財の発掘・調査等の業務のみであり、その保管や展示、普及啓発等は引き続き本市で行っている。今回のデジタルアーカイブ推進業務は、阪南市にある資料をデジタル化して皆様が利用しやすくなるような仕組みを構築することで有効活用していこうという趣旨である。

(辻委員)

より良い業者が選定されることを願う。

(教育長職務代理者)

成果品はどのようなものになるのか。博物館にあるような、阪南市の歴史を古代から現在まで映像と音声で紹介するものか。

(生涯学習推進室長)

そういったものは子どもたちの学習や市民の研究に供するのに理想的ではあるが、本事業は国の交付金を活用するため来年3月までには稼働させる必要があり、時間的な制約が大きいことから、事業者等への事前調査の結果、本市の条例に基づく指定文化財であればデジタル化できると考えている。ただ、山中家文書などはそれだけで1万点近くあるため、文字のみの部分のデジタル化は見送り、絵図の四十数点のみとなる見込みである。その他、寄贈された明治時代以降の古い写真を多数所蔵しており、既に当室において撮影場所の特定作業に入っているのだが、特定できれば同じ場所・同じ方向で現在の様子を撮影し、両方をデジタル地図上に落とし込んで比較できるようにする予定であり、学校の社会科の教材やまちの魅力発信の材料

として活用していただければと考えている。

(教育長職務代理者)

歴史を学ぶ方法は、昔は聴くだけだったのが、聴きながら見よう、になり、今は触れて・体験して学ぼうという傾向である。子どもたちが興味を持って楽しく学べるものとしてほしい。

(生涯学習推進室長)

所蔵品の写真に簡単なキャプションを付けたもの、作品解説が音声で流れるものなど、デジタルアーカイブには様々な表現方法があるが、当室では子どもを始めとする市民が見て楽しいものにするを第一義として、他市の先行事例等を参考にしながら、写真を用いてバーチャルリアリティのような見せ方ができるものにしたと見え、業者選定事務と並行して具体的な表現方法についての情報収集をしている。いかに使ってもらえるデジタルアーカイブにするかということに力点を置いた仕様書を作成し、いただいたご意見も含め、我々の思いが実現できる業者を選定したいと考えている。

(教育長職務代理者)

街道を紹介した「はんなんマップ悠歩みち」など、既存の紙媒体のデジタル化も期待している。

(教育長)

阪南市の指定文化財には寺社仏閣だけではなく、石工や瓦、タコツボなどユニークなものが多い。それらがデジタルアーカイブで市ウェブサイトにもアップされれば、子どもたちも一人に1台貸与されたタブレット端末で見ることができる。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第7号「令和3年度第3回阪南市立公民館運営審議会会議録について」(中央公民館)

(教育長)

報告事項第7号「令和3年度第3回阪南市立公民館運営審議会会議録について」中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

令和4年3月17日、阪南市立尾崎公民館研修室で開催した令和3年度第3回阪南市立公民館運営審議会について、報告する。

案件は、(1) 公民館の運営状況について、(2) 阪南市行財政構造改革プラン改訂版について、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

本件について、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<生涯学習推進室>

5月 2日～ 文化センター及び図書館指定管理者公募開始 [6月15日まで]

5月18日 文化センター及び図書館指定管理者応募説明会

*9事業者参加

<図書館>

6月20日 郷土史講座「阪南市にある日本遺産『葛城修験』

～第四経塚信解品～」

※いずれも5月27日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他(教育長)

(教育長)

その他、何かないか。

(八田委員)

これまでスマホやゲームをする時間が脳に与える影響についてお話してきたが、今回はゲームの内容についてお伝えしたい。

現在、小学生の間で流行っているオンラインバトルゲームがあり、それをしていると仲間外れになったりするそう。そのゲームの対象年齢は15歳以上であるにもかかわらず小学校低学年の子どももやっていて、ある保護者によると、子どもが夢中でゲームをしながら「死ね!」という言葉を連呼しているそう。保護者は、その年齢の子どもがするようなゲームではないのに、と悩んでの相談だった。我が子にはゲームを禁止したいけれど、仲間外れになるのは困るという切実な訴えだった。最近同様の話をいくつか聞いたので悩んでいる人は多いと思う。15歳未満が

することを禁止されているのは、脳への刺激が強すぎるなどの理由があるはずで、どのように手立てをすればいいのか、どうすれば他の保護者に理解してもらえるのか、難しいとは思いますが、考えなければならない。

また、別の相談で聞いたのは、小学生の男の子3人が集まってゲームばかりしているので、保護者が公園に行って遊んできなさいと外に出すと、すぐに帰ってきて、公園で何をして遊べばいいのかわからないと言ったので衝撃を受けた、ということだった。その保護者は、校庭でドッジボールをして遊んでいいよ、との一言があれば、少しでもゲームから離せるかもしれないと言っていた。

(教育長)

子どもたちの生活環境を整えるのは大人の責務だ。ゲームを供給する側のモラルや道義が問われるし、時に法的な規制も必要となる。同じような危惧を抱く人は多いが、では話し合う場があるかということ、所管も曖昧であるし、コロナ禍で婦人会やPTAなどが問題提起する機会もなくなっている。また、今の子どもたちには遊び方を教えるのも必要と、再確認した。

大事なご指摘をいただき、感謝する。

(教育長職務代理者)

本年4月に開園した飛鳥ゆめ学舎について、登園時の交通渋滞を懸念していたのだが、今のところ車の出入は整然となされていることを報告する。今後も安全に気を付けて登降園していただきたい。

まもなく6月に入り、自然災害の中でも特に水害が気掛かりな季節となる。子どもたちへの注意喚起と、警報が出た場合の対処の再確認をお願いする。また、各校における警報発令の際の対応についてまとめたものを資料としていただきたい。

保護者への通知は全てメールで行うのか。

(学校教育課長)

警報発令時の各校の対応については、4月当初に保護者へ通知済みである。また、発令時のお知らせについては、各校からはなまるメールを通じて行う。

(教育長職務代理者)

最近、運動会の練習中に校庭で竜巻が起こったとの報道もあった。本市では運動会は秋の開催だが、充分注意していただきたい。

(学校教育課長)

他の風水害同様、その対処については周知徹底する。

(教育長)

天候急変にかかる注意喚起は次回の校長会でも行いたいと思う。近年はゲリラ豪雨や突風など、昔はなかったような自然現象が起きている。子どもたちに、急に激しい雨が降ってきたら、命が大事だから、遅刻しても構わないので自分の判断で自宅待機するように、といった指導をする必要もある。また、学校にいる時であれば校長が緊急下校のタイミングを計り、30分後に降りやむまで下校させないなどの判断が重要となる。さらに、風にも注意が必要だ。ドアが突然強く閉まると大変危険なので、台風の季節の前に点検しておかなければならない。

いただいたご意見を指導・助言に活かしていきたい。

次回の令和4年第6回定例教育委員会は、令和4年6月24日金曜日午後2時30分から阪南市役所全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和4年第5回定例教育委員会を閉会する。

以上